

メディCHAN PR 広報学習講座受講規約

メディCHAN PR 広報学習講座受講規約（以下「本規約」といいます。）は、合同会社 MC ビーアール（以下「当社」といいます。）が主催する講座（以下「本講座」といいます。）に関する権利義務を定めるものです。本講座の受講を希望する方は、本規約に同意のうえ本講座をお申込みください。なお、メディCHAN PR 広報学習講座受講申込書（以下「申込書」といいます。）を記入した時点で本規約に同意したものとします。

第 1 条(受講契約の成立)

1.申込者が当社所定の方法により本講座の申込みを行い、当社が当社所定の方法によりかかる申込みを承諾した場合、受講者及び申込者（以下「契約者」という。）と当社との間で、本講座の受講に関する契約（以下「受講契約」という。）が成立する。
2.当社は、契約者が以下のいずれかに該当すると判断した場合、本講座の申込みを承諾せず、又は受講契約を取消すことができるものとする。
（1）申込書記載内容に、虚偽、誤り、不足があった場合。
（2）契約者が過去に本規約に違反したことがある場合。
（3）その他、当社が不適切と判断した場合。
3.後に前項に定める条件を満たさないことが判明した場合、当社は、第 1 項の申込みの承諾を取消すことができるものとする。

第 2 条(概要書面の事前受領)

当社は、本契約締結前に特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第 42 条第 1 項が定める本契約の概要を記載した概要書面（以下「受講ガイド」という。）を契約者に交付し、契約者は当社より「受講ガイド」を受領し、全ての内容を理解した。

第 3 条(通知)

1.当社から契約者への通知は、通知内容を、電子メール、Facebook メッセージャーを含むその他のオンラインチャットツール、書面又は本講座のホームページ（https://medichan.com.）、（以下「通知媒体」といい、FAX なども含むがこれに限らない。）に掲載するなど、当社が適当と判断するいずれかの方法により行う。
2.前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を通知媒体によって行った時点から効力を生じるものとする。

第 4 条(受講料と決済方法)

契約者は、本講座の受講料（以下「受講料」という。）の金額、支払方法、支払期限について「受講ガイド」を確認し、申込書に支払方法を記載する。

第 5 条(個人情報の取り扱いと登録情報の使用)

1.当社は、契約者の情報を、法令及び本講座のホームページ（https://medichan.com/privacy-policy/）に掲載されるプライバシーポリシーに従って適切に取り扱う。
2.当社は、本講座のホームページに掲載されるプライバシーポリシーに従い、契約者の情報及び受講者が本講座を受講する過程において当社が知り得た情報を使用することができる。
3.契約者が正式な書面を持って当社に対して削除依頼を提出してきたときは、当社は適正に削除する。ただし、受講が終了した場合もしくは当社との契約が解消された場合に限り。

第 6 条(契約期間)

契約者は、本講座の契約期間を「受講ガイド」で確認する。

第 7 条(講座の振替)

受講者が本講座に出席できない場合、原則振替はできないものとする。ただし、事前に当社へ連絡、承認を得た上で、受講ガイドに記載の同じ期の別の日程で開催される同一の内容の本講座への出席を認める。

第 8 条(受講者資格の中断・取消)

1.契約者が以下のいずれかの場合、当社は事前に通知することなく、直ちに受講契約を解除し、当該受講者の受講者資格を停止又は将来に向かって取り消すことができるものとする。また、以下の項目に該当する場合は、受講料の返金は行わない。
（1）虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
（2）本講座の講師（以下「講師」という。）及び他の受講者に対する、勧誘又は営業行為を行った場合。
（3）受講者が講座内容を適切に理解できないと当社が判断した場合、その他当社が本講座の受講者としての適格性に欠けると判断した場合。
（4）営利又はその準備を目的とした行為。
（5）破産、民事再生その他倒産手続の申立てがあった場合。
（6）本規約に違反、もしくはその虞があると判断した場合。
（7）前各号の他、受講者として不適切と当社が判断した場合。
2.当社は、前項に該当する場合の他、受講者が本講座の進行の妨げになると判断した場合、退席を命じることがある。

第 9 条(本講座の変更、中断及び中止)

当社は、以下のいずれかの場合、開催前又は開催中の本講座について、当該本講座の開催日時、開催場所、開催方法等を変更し、又はこれを一時中断若しくは中止することができるものと

する。

（1）講師に事故、病氣、慶弔時が生じた場合。
（2）オンライン講座について、予期せぬ事態により通信に不具合が生じた場合。
（3）天災地変、荒天、戦争、暴動、内乱、テロリズム、ストライキ、火災、爆発、感染症の流行、公権力からの要請等、その他、当社の支配の及ばない事由が発生した場合。

第 10 条(対面・オンライン講座の遵守事項)

1. 受講者は、対面・オンライン講座受講の際は、次に掲げる事項を遵守する。
（1）当社は講師が指示したものを事前に準備すること。
（2）途中退席はしないこと。
（3）オンライン受講時は顔出しをすること。
（4）オンライン受講時は講師の指示に従い、マイクのオン、オフを適切に行うこと。
（5）本講座の録音、録画、撮影、ダウンロード等をしないこと。ただし、当社及び講師が許可する場合を除く。
（6）オンライン講座に関する URL、ID、パスワード等を善良な管理者等の注意義務をもって管理し、第三者と共有、第三者への開示、貸与、譲渡等をしないこと。
（7）受講者以外の者は同席させないこと。
（8）受講期限までに受講すること。
（9）講師及び他の受講者の名誉を毀損したり、わいせつ、暴力、その他不適切な内容を発言、送信又は掲載する行為を行わないこと。
（10）有害なコンピュータープログラムなどを送信しない又は書き込まないこと。
（11）オンライン講座に関するネットワーク又はシステム等への不正アクセスを試みる行為、その他当社の運営を妨害する行為、又はその虞のある行為を行わないこと。
（12）オンライン講座に関するネットワーク又はシステム等へ過度な負担をかけないこと。
（13）前各号の他、当社及び講師の指示に従うこと。
2.オンライン講座を受講するためのインターネット接続やシステム等の設備及び受講するために必要となる道具（筆記用具、パソコン、タブレット、スマホ、イヤホン又はヘッドセット等）は受講者の費用負担と責任で調達する。
3.前項の設備等の不具合又は道具の不準備により、オンライン講座の受講に支障が生じたとしても、当社は一切の責任を負わない。
4.対面で本講座に参加する際の会場までの交通費、宿泊費、食費は、受講者の費用負担とする。

第 11 条(受講申込後のクーリング・オフ等)

1.契約者は、申込書に記入した申込日から起算して 8 日間は書面によって本契約を解除(以下「クーリング・オフ」という。)することができる。但し、受講契約を締結するにあたり当社が契約者に対しクーリング・オフが行使できないものと説明して誤認させたこと又はクーリング・オフを行使しないよう圧力をかけて困惑させたことにより契約者がクーリング・オフを行使しなかった場合は、契約者が当社から改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面を受した日から起算して 8 日間とする。（特定商取引に関する法律第 44 条第 1 項並びに第 3 項第 48 条第 1 項の定めによる。）
2.前項に定める契約の解除は、契約者が契約を解除する旨を記載した書面を当社に対し発信した時より効力が発生する。
3.第 1 項に定める契約の解除については、手数料は不要とし、契約者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはないものとする。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はないものとする。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができるものとする。

第 12 条(権利帰属)

1.契約者に提供される映像・テキスト、その他、本講座に関するあらゆる資料・情報に関する著作権、その他一切の権利は当社に帰属する。契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、本講座を受講する目的以外の目的で当社コンテンツを使用してはならず、かつ、当社コンテンツを複製、改変、翻訳、譲渡、貸与、頒布、公衆送信等してはならない。
2.前項に起因し、契約者の責めに帰すべき事由があると当社が判断した損害を受けた場合、契約者は、逸失利益等を含む損害の全てを賠償しなければならない。

第 13 条(秘密保持)

契約者は、本講座の内容、本講座の受講を通じて知った当社の技術上若しくは営業上の情報及び他の受講者に関する情報を厳に秘密として保持し、本講座の受講以外の目的でこれらの情報を使用してはならず、かつ、第三者に開示又は漏洩してはならない。

第 14 条(禁止事項)

1. 契約者は、次に掲げる事項を行ってはならない。
（1）講師及び他の受講者に対する勧誘又は営業行為。

（2）本講座の録音、録画、撮影、ダウンロード等（別途、当社及び講師が許可する場合を除く。）
（3）当社及び講師に対する、カスタマーハラスメント行為、及びその虞があると当社が判断する行為。
（4）講師及び他の受講者に対する嫌がらせ、その他の迷惑行為。
（5）当社及び講師に対する虚偽の申告、当社及び講師の指示に反する行為、その他、本講座の運営を妨げる行為。
（6）当社の著作権、商標権、その他の知的財産権を侵害する行為。
（7）当社、講師、他の受講者、その他の関係者の名誉又は信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為、その他、当社の活動を不当に妨害する行為。
（8）本規約、法令又は公序良俗に反する行為。
（9）前各号の他、当社が不適切と認める行為。
2. 契約者が前項の禁止事項に違反した場合、当社は、受講者の受講資格を取消すことができる。なお、受講資格が取消された場合であっても、受講料の返金は行わない。また、当社は、前項の禁止事項に違反した受講者が将来、本講座に申込みを行った場合、かかる申込みを承諾しないことができる。

第 15 条(反社会的勢力の排除)

契約者は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう）に該当しないこと、また、暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、将来にわたっても表明するものとする。かかる表明に違反した場合には、当社と交わした全契約の解除を異議なく受け入れるものとする。

第 16 条(譲渡禁止)

契約者は、当社が別途書面により承諾する場合を除き、受講契約に基づきいかなる権利（本講座を受講する権利を含むが、これに限らない。）も、第三者に譲渡し、又は相続させることはできない。

第 17 条(損害賠償)

1.契約者は、本規約に違反したことにより、当社、講師、他の受講者、その他の関係者に何らかの損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとする。
2.契約者が第 4 条に定める金員の支払いを怠った場合、契約者は当社に対し、支払期限の翌日から支払い済みに至るまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

第 18 条(非保証・免責)

本講座の遂行により、契約者に対してメディアからの取材が入ることを確約するものではない。また、本講座の遂行に基づき契約者が具体的にといった行為の結果に対して責任を負わない。なお、契約者に対し当社が提供する本講座の遂行は契約者の参考のために提供されるものであり、契約者は自らの判断の下にその採否を決定する。

第 19 条(規約の改定)

当社は、必要に応じていつでも本規約を改定することができる。改定後の規約は、当社が本講座のホームページその他適宜の場所に公開した時点で効力を生じるものとする。

第 20 条(合意管轄)

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

施行 2024 年 6 月 10 日

施行 2025 年 3 月 20 日

合同会社 MC ビーアール

代表社員 乙坂章子